

鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画

1 目的

まちの美観及び良好な都市景観を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例に基づき、落書きのない快適な生活環境を実現するため、市、関係機関（県、警察、東京電力、NTT、公共交通機関、その他落書き被害の対象となりやすい自販機事業者等主要施設管理者）、市民等（市民、自治会・町内会、商店会等）それぞれの役割と具体的な事業を策定します。

2 計画期間

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間とします。（次期見直しを第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画の後期実施計画（平成 24 年度～27 年度）に合わせます。）

3 目標ごとの基本的施策及びその具体的事業

目標 I 落書きされにくい環境づくり

【基本的施策 1】 鎌倉市内の落書きデータの集積と活用システムの構築

実施主体	具体的事業
市	①実態を把握するため、市内の落書きデータを収集し、それに基づき、重点地区を指定します。
市民等	②落書き被害にあった箇所及び発見日時を自治会・町内会の広報紙等に掲載し、地域として把握しておきます。 ③落書き被害にあった箇所及び発見日時を商店会として情報を共有しておきます。

【基本的施策 2】 施設管理者の体制の整備

市	①重点地区の落書き防止パトロールを実施します。 ②建築物・工作物等を新設するとき、落書きされやすい箇所については、材質等を勘案し、壁面にコーティング加工等必要な工夫を施すよう努めます。
関係機関	③建築物・工作物を新設するとき、落書きされやすい箇所については、材質等を勘案し、壁面にコーティング加工等必要な工夫を施すよう努めます。

【基本的施策 3】 広報・啓発の充実

市	①落書き防止のガイドブックを作成し、自治会・町内会、諸団体に配布します。 ②落書き防止について広報、パンフレット等で呼びかけます。 ③公用車等に落書き防止シールを貼付します。 ④小中学校・高校へ落書き防止についての出前講座を実施します。
---	---

目標Ⅱ 落書きに気づく体制づくり

【基本的施策1】 市と地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的事業
市	①発見・通報についてまち美化推進員、ボランティア団体等との連携・協力体制を整えます。
市民等	②地域内のまち美化推進員 ^{※1} 、屋外広告物除却協力員 ^{※2} 等と協働して落書きの発見・通報に心がけます。 ^{※1} まち美化に関する調査や啓発をするために市長が委嘱した市民協力員 ^{※2} 電柱等に貼られた違反屋外広告物を除去するなど景観を守るために市長が委嘱した市民協力員

【基本的施策2】 施設管理者等の意識づくり

市	①市内部で発見・通報・監視体制の落書き防止マニュアルを作成し、職員に落書き防止に関する啓発を実施します。
関係機関	②関係施設内部で発見・通報・監視体制のマニュアルを作成し、職員・社員に落書き防止に関する啓発を実施します。

目標Ⅲ 落書きされたらすぐに消す体制づくり

【基本的施策1】 施設管理者の体制の整備(再掲)

実施主体	具体的事業
市	①市は、市施設への落書きの迅速な消去に努めるとともに、関係機関の施設管理者や市民等に対し、落書きの迅速な消去活動を促します。さらに、後日消去されたことの確認をします。
関係機関	③施設管理者は施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。
市民等	④自己所有(管理)施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。

※人権侵害や差別に関する落書きを発見したときは、市へ連絡してください。

【基本的施策2】 市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

市	①関係機関と連携・協力をするための連絡網を作成します。 ②関係機関との連絡調整の場を持ちます。 ③落書きについて警察への告発、被害届等の提出を促します。 ④落書き消去活動ボランティアグループを募集します。 ⑤ボランティア団体等に消去剤、ペンキ等消耗品を提供し、ローラー刷毛、脚立等器具を貸与するとともに、技術上の助言を行うなど消去活動を支援します。
関係機関	⑥落書き被害について警察への告発、被害届等を提出するよう努めます。 ⑦市主催の関係機関との連絡調整の場に参加します。
市民等	⑧落書き被害について警察への告発、被害届等を提出するよう努めます。 ⑨地域における落書き消去活動に参加するよう努めます。

【基本的施策3】 円滑な発見通報体制の構築

市	①市が受けた落書きの通報は、すべて市から関係機関へ連絡調整を図ります。
---	-------------------------------------